

令和8年度 市・県民税(国民健康保険税) 申告書の書き方

この申告書の提出期限は、**令和8年3月16日(月)**です。

● 個人住民税申告の電子化について(令和8年度申告分から)

令和8年1月から個人住民税申告について、令和8年度申告分(令和7年分の収入に基づく申告)の電子化による申告が可能となりました。

● 申告書の書きかた

※以下の「ア」「カ」「サ」「①」「③」などの記号は申告書(左面)の金額入力欄に対応しています。

1. 収入金額等

所得の種類(下表参照)ごとに、申告書のア～ス欄に **令和7年中の収入** を記入します。

所得の種類		所得の生じる場所
事業	ア. 営業等	営業(建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、サービス業、その他収益事業)
	イ. 農業	自由職業(医師、弁護士、税理士、作家、画家、外交員、大工、左官、俳優、プロ野球の選手、茶道・生花または舞踊の師匠、私塾の経営など)
	ウ. 漁業	米、麦、野菜、花、果樹などの栽培・生産 農家が兼営する家畜、家きんなどの育成、肥育、採卵 酪農品の生産
不動産	エ. 不動産	海面漁業(魚類、貝類、水産動物、藻類など)
	オ. 利子	養殖業(くろのり、わかめ、かき、魚類、あおのりなど)
雑	カ. 配当	地代、家賃、貸間代、貸ガレージ(駐車場)、土地や家屋の権利金、船舶の貸付料など
	キ. 給与	公社債や預貯金の利子等(所得税の源泉分離課税の対象となるものを除く)
	ク. 公的年金等	法人から受ける利益の配当、剰余金の分配など
総合譲渡	ケ. 業務	俸給や給料、賃金、賞与、歳費などの所得
	コ. その他	国民年金や厚生年金、公務員の共済年金などの公的年金など
	サ. 短期	原稿やデザインの報酬、放送謝礼、著作権の使用料(印税)、講演料、シルバー人材センターの配分金など
ス. 一時	シ. 長期	生命保険契約などに基づく年金(個人年金)など
	時	機械、営業権、ゴルフ会員権などの資産の譲渡(土地・建物などは除く)
ス. 一時	時	保有期間が5年以下の資産
	時	保有期間が5年を超える資産
ス. 一時	時	法人から贈与を受けた金品や賞金、懸賞金、競輪・競馬などの払戻金、生命保険契約に基づく一時金、遺失物の拾得による報労金など
	時	

2. 所得金額

所得の種類ごと(1. 収入金額等参照)に、次の計算式により算出した金額を記入します。

所得の種類	計算式
事業所得・不動産所得(セ・ソ・タ・チ)	総収入金額 - 必要経費(※1)
利子所得(ツ)	収入金額
配当所得(テ)	収入金額 - 元本の取得に要した負債の利子
給与所得(ト)	収入金額 - 給与所得控除額
雑所得(公的年金等)(ナ)	公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額
雑所得(業務)(ニ)	業務に係る収入金額 - 必要経費
雑所得(その他)(ヌ)	個人年金等の収入金額 - 必要経費
総合譲渡(短期)所得(ネ)	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 50万円(※2)
総合譲渡(長期)所得(ネ)	(収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 50万円) × 1/2
一時所得(ネ)	(収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 50万円) × 1/2

※1 必要経費とは、その収入を得るために要した、次に掲げる費用のことを言います。
 売上原価、減価償却費、修繕費、地代・家賃、損害保険料、租税公課、給料賃金など
 (詳しくはP5を参照してください)

※2 特別控除額について、
収入金額 - 必要経費が50万円に満たない場合はその額が控除額となります。

【参考】給与収入の所得を求める計算

給与の年収額	給与所得
651,000円未満	0円
651,000円～ 1,899,999円	年収額 - 650,000円
(注) 190万円～ 360万円未満	年収額A×2.8 - 8万円
(注) 360万円～ 660万円未満	年収額A×3.2 - 44万円
660万円～ 850万円未満	年収額×0.9 - 110万円
850万円以上	年収額 - 195万円

(注) のある年収額の範囲については、以下のように計算した金額を年収額として計算してください。

年収額A = (実際の年収額 ÷ 4) 千円未満切捨て

【参考】公的年金等の所得を求める計算

公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が1,000万円以下の場合

65歳未満のかた(S36.1.2以降生まれ)	
公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
60万円以下	0円
60万円超 130万円未満	収入金額 - 60万円
130万円以上 410万円未満	収入金額×0.75 - 27.5万円
410万円以上 770万円未満	収入金額×0.85 - 68.5万円
770万円以上 1,000万円未満	収入金額×0.95 - 145.5万円
1,000万円以上	収入金額 - 195.5万円

65歳以上のかた(S36.1.1以前生まれ)	
公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
110万円以下	0円
110万円超 330万円未満	収入金額 - 110万円
330万円以上 410万円未満	収入金額×0.75 - 27.5万円
410万円以上 770万円未満	収入金額×0.85 - 68.5万円
770万円以上 1,000万円未満	収入金額×0.95 - 145.5万円
1,000万円以上	収入金額 - 195.5万円

3. 所得から差し引かれる金額に関する事項、4. 所得から差し引かれる金額

以下により、それぞれに該当する控除額等を記入します。

- ① **社会保険料控除** (健康保険や国民年金、介護保険などの保険料の支払がある場合)

支払った保険料の合計額

- ② **小規模企業共済等掛金控除** (第一種共済契約の掛金や確定拠出年金掛金などの支払がある場合)

支払った掛金の合計額

- ③ **生命保険料控除** (生命保険料や個人年金保険料の支払がある場合)

あなたやあなたの配偶者その他扶養親族を受取人とする一般生命保険契約等の保険料や介護医療保険契約、個人年金保険契約に基づいてあなたが前年中に支払った一般生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料。契約日によって控除額の計算が異なります。

【新契約】平成24年1月1日以降に契約した一般生命保険料、個人年金保険料および介護医療保険料

【旧契約】平成23年12月31日までに契約した一般生命保険料、個人年金保険料

	支払保険料	控除額		支払保険料	控除額
一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料	12,000円以下	支払保険料の全額	一般生命保険料 個人年金保険料	15,000円以下	支払保険料の全額
	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2 + 6,000円		15,001円～40,000円	支払保険料×1/2 + 7,500円
	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4 + 14,000円		40,001円～70,000円	支払保険料×1/4 + 17,500円
	56,001円以上	一律 28,000円		70,001円以上	一律 35,000円

一般生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(最高70,000円)です。

一般生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(最高28,000円)となります。

- ④ **地震保険料控除** (地震保険料の支払がある場合)

	支払保険料	控除額
地震保険料	50,000円以下	支払保険料×1/2
	50,001円以上	一律 25,000円
旧長期 損害保険料	5,000円以下	支払保険料の全額
	5,001円～15,000円	支払保険料×1/2 + 2,500円
	15,001円以上	一律 10,000円

※旧長期損害保険については、平成18年末までに契約したもの

※地震保険料と旧長期損害保険料を合わせて25,000円が上限

⑤ 寡婦控除、⑥ ひとり親控除

	対 象	控除額
ひとり親	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①合計所得金額が500万円以下であること ②総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子(*1)がいること ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(*2)がいないこと	30万円
寡婦	上記のひとり親に当てはまらない方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①合計所得金額が500万円以下であること ②夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明などの方、あるいは夫と離別した後婚姻をしていない方で扶養親族を有する方 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(*2)がいないこと	26万円

*1 生計を一にする子であっても、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている人は除きます

*2 住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある方を言います

⑦ 勤労学生控除 (学生、生徒、児童で、合計所得金額が85万円以下で、給与所得以外の所得が10万円以下の場合)

26万円

⑧ 障害者控除 (あなたや、あなたの扶養親族が障害者である場合)

	対 象	対象	同居・別居	控除額
普通障害	心身に障害のある人(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳などの交付を受けている人など)	本人 扶養親族		26万円
特別障害	心身に重度の障害のある人(身体障害者手帳1級または2級、精神障害者保健福祉手帳1級、戦傷病者手帳特別項症第3項症までの人など)	本人 扶養親族	同居 別居	30万円 53万円 30万円

※16歳未満扶養親族においても障害者控除は適用されます

⑨ 配偶者控除、⑩ 配偶者特別控除

(あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が133万円以下の場合)

控除の種類		納税義務者の合計所得金額の区分と控除額(給与所得だけの場合の給与収入金額)		
配偶者の合計所得金額(給与所得だけの場合の給与収入金額)		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)
⑨ 配偶者控除	58万円以下 (123万円以下)	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者(S31.1.1以前生まれ)	38万円	26万円	13万円
⑩ 配偶者特別控除	58万円超 100万円以下 (123万円超 165万円以下)	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円未満)	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下 (175万円以上 180万円未満)	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下 (180万円以上 185円未満)	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下 (185万円以上 190.4万円未満)	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下 (190.4万円以上 197.2万円未満)	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下 (197.2万円以上 201.6万円未満)	3万円	2万円	1万円	

⑪ 扶養控除(あなたに合計所得金額58万円以下の扶養親族がある場合)

	対象となる人の範囲	区分	控除額
一般扶養	H19.1.2～H22.1.1生まれ		33万円
	S31.1.2～H15.1.1生まれ		
特定扶養	H15.1.2～H19.1.1生まれ		45万円
老人扶養	S31.1.1以前生まれ	同居老親等	45万円
		上記以外の人	38万円

⑫ 特定親族特別控除(19歳以上23歳未満の親族)

扶養親族の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

⑬ 基礎控除 ※16歳未満扶養親族…H22.1.2～R8.1.1生まれ

合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	2,500万円超
控除額	43万円	29万円	15万円	適用なし

⑭ 雑損控除 (災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合)

次のうち、いずれか多い方の金額

(損失額－保険金等による補てん額)－総所得金額等の10%

・災害関連支出の金額－5万円

⑮ 医療費控除 (一年間に支払った医療費が一定の金額以上ある場合)

(支払った医療費の金額－保険金などで補てんされる金額)－(10万円か総所得金額等の5%のいずれか少ない金額)

医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) ※医療費控除との併用はできません。

支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額－保険金などで補てんされる金額－1万2千円

申告書(左面)の記載例

●申告者に代わって親族等が申告書を提出または代筆した場合、必ず記入してください。

申告書には、申告年度、住所、氏名、生年月日、電話番号を記入してください。
そして、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間における各種の所得および所得控除について、説明事項をお読みのうえ、黒インクまたは、ボールペンで記入してください。

(宛先) 鳥羽市長

令和 8 年度 市・県民税(国民健康保険税) 申告書

令和 8年 2月 20日 提出

1月1日時点の住所	鳥羽市 鳥羽三丁目1番1号
現住所	<input checked="" type="checkbox"/> 同上
フリガナ	トバ タロウ
氏名	鳥羽 太郎
生年月日 (大・昭・平・令)	昭和 36 年 12 月 31 日
電話番号	0599-25-1134
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

提出または代筆者

続柄 本人
 配偶者
 子
 その他
 ()
 氏名 _____

●マイナンバー(個人番号)を必ず記入してください。

●社会保険料(国民年金保険料)控除証明書などを確認してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

※所得税の確定申告をされた人は、この申告書を提出する必要はありません

① 国民健康保険	306,000 円	後期高齢者医療保険	20,500 円
社会保険料控除	国民年金	378,320 円	その他
	介護保険	52,200 円	合計
	一般生命保険料の計		120,000 円
	個人年金保険料の計		60,000 円
	医療保険料の計		30,000 円
	地震保険料の計		60,000 円

●前年中に支払った生命保険料や地震保険料の証明書を確認してください。

●同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する場合はチェックしてください。

⑥ 寡婦控除 ⑦ 勤労学生控除

死別 生死不明 ひとり親(学校名)

離婚 未帰還 控除

鳥羽 次郎 障害の程度 身 2 (級) 障害の程度

偶者の氏名 生年月日 大・昭・平

配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者

同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)

●控除対象配偶者、控除対象扶養親族、0.3.5 16歳未満の扶養親族のマイナンバー(個人番号)を記入してください。
●特定親族特別控除を受ける場合は、合計所得金額を記入してください。

氏名	鳥羽 次郎	生年月日	大・昭・平	同居・別居区分	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄	父	控除額	38万円
(特親) 所得金額		円							
(特親) 所得金額		円							
(特親) 所得金額		590,000円							
氏名	鳥羽 いち子	生年月日	平成 令和 20.11.10	同居・別居区分	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄	続柄子の子		
個人番号		789123456789							
個人番号		20.11.10							

●給与や公的年金等に係る所得と、それ以外の所得がある場合に、給与や公的年金等に係る所得以外の所得分に対する市民税・県民税を給与から差し引く(特別徴収)か、自分で納付する(普通徴収)か選択することができます(令和8年4月1日において65歳未満の方は、給与所得以外の所得分に対する市民税・県民税の納税方法の選択が可能)。希望する方法の口をチェックしてください。

⑮ 医療費控除	支払った医療費等	285,000 円	保険金などで補てんされる金額	62,000 円	<input type="checkbox"/> セルフメディケーション税制の特例を適用する
---------	----------	-----------	----------------	----------	--

●保険金や高額医療費などで補てんされた医療費がある場合は、通知などで金額を確認し、記入してください。

●セルフメディケーション税制の特例を適用する場合はチェックしてください。

1 事業所得	営業等	ア	4,000,000 円
収入金額等	農業	イ	
	漁業	ウ	
	不動産	エ	
	利子	オ	
	配当	カ	
	給与	キ	840,000
	公的年金等	ク	1,265,430
	雑業	ケ	300,000
	その他	コ	550,000
	短期	サ	
長期(1/2前)	シ		
一時(1/2前)	ス	250,000	
2 事業所得	営業等	セ	
所得金額	農業	ソ	
	漁業	タ	1,344,000
	不動産	チ	
	利子	ツ	
	配当	テ	
	給与	ト	190,000
	公的年金等	ナ	165,430
	雑業	ニ	300,000
	その他	ヌ	150,000
	総合譲渡・一時	ネ	125,000
合計	ノ	2,274,430	
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	①	811,020
所得金額	小規模企業共済等掛金控除	②	
	生命保険料控除	③	70,000
	地震保険料控除	④	25,000
	寡婦・ひとり親控除	⑤	
	勤労学生・障害者控除	⑥	
	配偶者(特別)控除	⑦	300,000
	扶養控除	⑧	
	特定親族特別控除	⑨	
	基礎控除	⑩	830,000
	⑪~⑬までの計	⑪	450,000
雑損控除	⑫	430,000	
	⑬		
	⑭	2,916,020	
	⑮		
金額	医療費控除	⑯	123,000
	合計(⑭+⑮+⑯)	⑰	3,039,020

◎前年中(1月1日から12月31日)に所得のなかった人などの記入欄

●漁協水揚、他市町村売り、民宿旅館などの個人売りおよび家事消費も含めて記入してください。

●日本年金機構等から送付された令和7年分源泉徴収票を確認し記入してください。

●申告書(右面)の事業所得に関する事項の所得金額を記入してください。

3.入院・療養中であった
4.その他(前年中の生活状況など)

◎給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市・県民税の納付方法
 給与から差し引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

●日給などの給与と所得があり、源泉徴収票のない人は記入してください。

※日給などの給与と所得がない人は記入してください。

勤務先	名称	〇〇〇〇	
	住所	鳥羽市△△町1番地	
	電話番号	0599-00-0000	
	収入金額	収入金額	
1月	70,000 円	8月	70,000 円
2月	70,000	9月	70,000
3月	70,000	10月	70,000
4月	70,000	11月	70,000
		12月	70,000
	賞与等	0	
	合計	840,000	

●減価償却費を経費に算入した場合は明細を記入してください。

申告書(右面)の記載例

●所得の種類に応じて申告書(左面)のセ・ソ・タ・チ・ニに記入してください。

◎事業所得に関する事項 (ア・イ・ウ・エ・ケ・セ・ソ・タ・チ・ニ (複数の事業所得がある場合は別途収支内訳書を添付してください。))

業種等	(漁業)・農業・不動産・その他()	屋号等	鳥羽市丸
収入金額	売上(収入) 3,880,000 円	給料賃金	円
	家事消費 120,000	減価償却費	203,500
	その他の収入	水道光熱費	140,000
	計 4,000,000	通信費	100,000
売上原価	期首商品棚卸高	損害保険料	8,500
	仕入金額	修繕費	240,000
	小計	消耗品費	80,000
	期末商品棚卸高	販売手数料	194,000
	差引原価	燃料費	180,000
	差引金額 4,000,000	租税公課	150,000
		種苗費	円
		肥料費	
		雑費	
		経費計	1,296,000
		専従者控除前所得金額	2,704,000
		専従者控除※	1,360,000
		所得金額	1,344,000

●この欄の金額を所得の種類に応じて申告書(左面)のア・イ・ウ・エ・ケに記入してください。

減価償却資産の計算

減価償却資産の名称等	取得年月	取得金額	償却方法	耐用年数	償却率	本年中の償却期間	事業専用割合	経費算入額	未償却残高
軽自動車	R 4 年 4 月	960,000 円	定額法	4 年	0.25	12 / 12 月	50 %	120,000 円	60,000 円
クーラー	R 5 年 1 月	500,000 円	定額法	6 年	0.167	12 / 12 月	100 %	83,500 円	249,500 円

◎事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与額
鳥羽 花子	妻	大(昭)平 44. 12. 11	12	860,000 円
鳥羽 四郎	子	大(昭)平 15. 9. 7	12	500,000 円
所得税における青色申告の承認の有無 承認あり・承認なし				合計額 1,360,000 円

◎雑所得(公的年金等以外)に関する事項(ケ・コ・ニ・ヌ)

(雑所得(業務)の必要経費等は上部の欄にて計算してください。)

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
その他	〇〇生命保険会社(個人年金)	550,000 円	400,000 円
業務	鳥羽市シルバー人材センター	300,000	0

●雑所得(業務)で必要経費がある場合、事業所得に関する事項を参考に計算してください。

●事業専従者のマイナンバー(個人番号)を記入してください。

得の所得金額に関する事項(サ・シ・ス・ネ)

得の生ずる場所	収入金額	必要経費	所得金額
総合譲渡			
短期			
長期			
一時	〇〇生命保険	2,000,000	1,250,000
合計 {サ+[(シ+ス)×1/2]}			750,000
			500,000
			250,000
			125,000

◎分離課税の短期・長期譲渡および山林所得に関する事項

●サ・シ・ス・ネの金額を申告書(左面)の対応する欄へ記入してください。

収入金額	必要経費	差引金額	特別控除額	所得金額
		(収入金額-必要経費)		(差引金額-特別控除額)

◎配当所得に関する事項(カ・テ)

●配当を受ける際や株式等を譲渡する際に差し引かれた配当割額・株式等譲渡所得割額を記入してください。

支払確定年月	収入金額	必要経費
年 月	円	円

◎配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

◎寄附金に関する事項

種類	寄附金額	寄付先
都道府県、市区町村分 (特別控除対象)	円	
住所地の共同募金会、日赤支部分 (特別控除対象以外)		
条例指定分		三重県 鳥羽市

●前年中に下記の団体に対して行った寄附の合計額が2,000円を超える場合に記入してください。
 1. 都道府県・市町村・特別区(ふるさと納税)
 2. 三重県共同募金会・日本赤十字社三重県支部
 3. 三重県または鳥羽市が条例により指定した団体

◎事業税に関する事項

非課税所得など	円
損益通算の特例	円
資産の種類	円
開始・廃止	月 日
道府県の事務所等の有無	有・無

◎別居の扶養親族がいる場合には、下記に氏名お

氏名	住所
鳥羽 次郎	〇〇市△△町123番地

●扶養親族が別居している場合に記入してください。

◎所得金額調整控除に関する

氏名	個人番号	特別障害者に該当する場合	別居の場合の住所

○事業所得に関する事項(ア・イ・ウ・エ・ケ・セ・ソ・タ・チ・ニ)

・収入金額(売上・家事消費)

項目	内容
売上金額	令和7年中の収入(売上)や報酬などを、売上帳・売掛帳・レシート等から計算し、未収分も含めて記入します。
家事消費	商品などを家事のために消費した場合は、通常の販売価額を記入します。
その他の収入	仕入割戻や空箱などの売却代金を記入します。

・売上原価(仕入・棚卸)

項目	内容
期首商品棚卸高	令和7年1月1日現在の商品、製品などの在庫の金額を記入します。(前年の期末棚卸高と同じ金額になります)
仕入金額	令和7年中の仕入にかかる金額を、仕入帳・請求書等から記入します。
期末商品棚卸高	令和7年12月31日現在の商品、製品などの在庫の金額を記入します。

・経費 (事業に関連した支出だけが経費となります。住宅部分や家事分の費用は除きます)

項目	内容
給料賃金	従業員の給料、賃金、手当、賞与、現物給与など(事業専従者への支払分は除く)
減価償却費	事業用固定資産(耐用年数1年以上、取得価額10万円以上のもの)の償却費
水道光熱費	水道、下水道、電気、ガス料金など
通信費	電話料、郵便料金など
損害保険料	店舗・工場等の火災保険料、事業用自動車の損害保険料など
修繕費	建物、備品、機械、車両等の維持修理代
消耗品費	事務用品、漁業で使用用手袋・網、飲食店の割り箸など
販売手数料	漁協等へ支払う手数料
燃料費	ガソリン代など
租税公課	事業税、事業用資産の固定資産税など
種苗費	農業等で使用する種や苗など
肥料費	農業等で使用する化学肥料など

減価償却資産の償却率等(H19.4.1以降取得のもの)

種類	耐用年数	償却率	種類	耐用年数	償却率
自動車	6	0.167	パソコン	4	0.25
軽自動車	4	0.25	クレーン	6	0.167
田植機			無線機器	10	0.1
トラクター(歩行型)			漁具・漁網	3	0.334
トラクター(乗用型)			漁船(FRP20t以上)	7	0.143
普通型コンバイン	7	0.143	漁船(上記以外)	5	0.2
穀物乾燥機			漁業用エンジン	5	0.2
耕うん機			G P S	5	0.2
バインダー			魚群探知機	7	0.143

(定額法)

○事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、その従事した期間が1年を通じ6ヶ月を超える期間、事業に専ら従事していた場合、①、②の金額のうちいずれか少ない方の金額を差し引くことができます。

①86万円(配偶者以外は50万円)

②(事業所得+山林所得+不動産所得)÷(事業専従者数+1)

※雑所得の計算において、事業専従者控除を受けることはできません。

○雑所得(公的年金等以外)に関する事項(ケ・コ・ニ・ヌ)

業務・・・原稿料、印税、講演料、貸金利子、シルバー人材センターの配分金などの所得

各項目ごとに、収入金額から必要経費(交通費・資料作成費など)を差し引いてください。

必要経費などは、事業所得に関する事項を参考に計算してください。

その他・・・互助年金、生命保険契約などの年金(個人年金)などの所得

個人年金などは、掛け金を必要経費として差し引くことができます。

詳しくは郵便局、生命保険会社などが発行する支払証明書を参考にしてください。

○配当所得に関する事項(カ・テ)

法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、投資信託などの収益の分配に係る所得をいいます。

「収入金額」は、源泉徴収税額が差し引かれる前の金額です。「必要経費」とは、株式を購入したり出資したりするために借り入れた負債にかかる利子です。配当所得で、所得税15%・住民税5%を源泉徴収されているものに関しては、申告不要となっていますが、申告することもできます。

○総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項(サ・シ・ス・ネ)

資産の譲渡(土地や建物以外)による所得、賞金や懸賞当選金、競馬・競輪の払戻金などの一時所得がある場合に種類別に収入金額等を記入してください。

※短期譲渡・・・取得の日以降、所有期間が5年以下のものの譲渡をいいます

※長期譲渡・・・取得の日以降、所有期間が5年を超えるものの譲渡をいいます

○分離課税の短期・長期譲渡及び山林所得に関する事項

株式等の譲渡所得等・・・株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得

先物取引による雑所得等・・・先物取引による事業所得及び雑所得

上場株式等の配当所得・・・申告分離課税を選択した場合の上場株式の配当所得

分離課税の短期・長期譲渡所得・・・土地や建物及びその付属設備や構築物の譲渡等による所得

山林所得・・・山林を伐採し、または立木のまま譲渡したことによって生じた所得

○所得のなかった人などの記入欄

申告書(左面)の所得金額の合計欄(ノ)に「0」を記入し、前年所得のなかった人などの記入欄に理由として当てはまる番号に○印を付けて、記入事項があれば該当する欄に記入してください。

● 令和8年度市・県民税の主な改正点

① 給与所得控除の見直し

給与等の収入金額から差し引かれる給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられます。

給与等の収入金額	改正前	改正後
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超 180万円以下	その収入金額×40%－10万円	
180万円超 190万円以下	その収入金額×30%+8万円	
190万円超 360万円以下	その収入金額×30%+8万円	改正なし
360万円超 660万円以下	その収入金額×20%+44万円	
660万円超 850万円以下	その収入金額×10%+110万円	
850万円超	195万円	

注意事項

・給与等の収入金額が190万円以下の区分のみの改正です。190万円を超える区分について改正はありません。

② 扶養親族等の所得要件の引き上げ

各種所得控除等に係る所得金額の要件が以下のとおり10万円引き上げられます。

要件等	改正前	改正後
・同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額 ・ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額 ・雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額	48万円以下 (給与収入103万円以下)	58万円以下 (給与収入123万円以下)
・勤労学生の合計所得金額	75万円以下	85万円以下
・家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保証額	55万円	65万円

③ 特定親族特別控除の創設

19歳以上23歳未満の親族（配偶者や青色事業専従者等を除く）のうち、合計所得金額が58万円を超え扶養控除を適用できない者についても、以下のとおり段階的に所得控除を受けられるようになります。あくまで一部控除を認めるものであり、合計所得金額が58万円を超えるため税法上の扶養親族には該当しません。

扶養親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

④ 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充の延長

令和7年度から適用された税制改正において、子育て世帯等が認定住宅等の新築等をして令和6年中に入居した場合に住宅ローン控除の借入限度額を上乗せする措置が講じられましたが、この措置が令和7年中に入居した場合にも延長されました。

次の条件のいずれかに該当する場合に適用できます。

1. 19歳未満の扶養親族を有する場合
2. 夫婦いずれかが40歳未満の場合

新築住宅 買取再販	住宅の区分	借入限度額	
		改正前	改正後
・	長期優良住宅・低炭素住宅	4,500万円	5,000万円
	ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
	省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

また、新築住宅の床面積要件を40平方メートル以上に緩和する措置（合計所得金額1,000万円以下の年分に限る）について、建築確認の期限が令和7年12月31日（改正前：令和6年12月31日）に延長されます。

令和8年度 市・県民税控除額一覧

専従者控除額			
専従者控除額：☆、★のいずれか少ない方の金額			
☆生計を一にしている配偶者	860,000		
☆生計を一にしている15歳以上の親族	500,000		
★専従者控除前の所得 ÷ (専従者人数+1)			
雑損控除			
次のうち、いずれか多い方の金額			
・(損失額－保険金等による補てん額)－合計所得金額等の10%			
・災害関連支出の金額－5万円			
医療費控除			
A－B(最高額200万円)			
A 医療費負担額－保険等で補てんされる額			
B 総所得金額等×5% 又は 100,000円(いずれか少ない方)			
医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)			
特定一般用医薬品等購入費－保険等で補てんされる額－12,000(最高額88,000円)			
社会保険料控除			
・支払った保険料の合計額			
小規模共済掛金控除			
・支払った掛金の合計額			
生命保険料控除			
	支払保険料	控除額	
新契約	一般生命・個人年金・介護医療	12,000円以下	全額
		12,001円～32,000円	÷2+6,000円
		32,001円～56,000円	÷4+14,000円
		56,001円以上	一律28,000円
旧契約	一般生命・個人年金	15,000円以下	全額
		15,001円～40,000円	÷2+7,500円
		40,001円～70,000円	÷4+17,500円
		70,001円以上	一律35,000円
一般生命分+個人年金分+介護医療分 保険料控除合計適用限度額		70,000円	
※一般生命・個人年金で旧契約・新契約双方の適用を受ける場合、それぞれの適用限度額は28,000円			
地震保険料控除			
	支払金額	控除額	
地震保険料	50,000円以下	÷2	
	50,001円以上	一律25,000円	
旧長期損害保険料	5,000円以下	全額	
	5,001円～15,000円	÷2+2,500円	
	15,001円以上	一律10,000円	
地震保険料+旧長期損害保険料		上限25,000円	
基礎控除			
基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下	430,000
		2,400万円超2,450万円以下	290,000
		2,450万円超2,500万円以下	150,000
		2,500万円越	0

人的控除				
控除の種類				控除額
寡婦控除				260,000
ひとり親控除				300,000
障害者控除	普通	本人扶養親族	別居 同居	260,000
		本人		300,000
	特別	本人	別居 同居	300,000
		扶養親族		530,000
勤労学生控除				260,000
控除の種類				納税義務者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与収入金額)
配偶者の控除	配偶者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与収入金額)		900万円以下 1,095万円以下	900万円超 950万円以下 1,095万円超 1,145万円以下
			950万円超 1,000万円以下 1,145万円超 1,195万円以下	
配偶者控除	58万円以下 (123万円以下)		33万円	22万円 11万円
	老人(S31.1.1以前)		38万円	26万円 13万円
配偶者特別控除	58万円超 100万円以下 (123万円超 165万円以下)		33万円	22万円 11万円
	100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)		31万円	21万円 11万円
	105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円未満)		26万円	18万円 9万円
	110万円超 115万円以下 (175万円以上 180万円未満)		21万円	14万円 7万円
	115万円超 120万円以下 (180万円以上 185万円未満)		16万円	11万円 6万円
	120万円超 125万円以下 (185万円以上 190.4万円未満)		11万円	8万円 4万円
	125万円超 130万円以下 (190.4万円以上 197.2万円未満)		6万円	4万円 2万円
	130万円超 133万円以下 (197.2万円以上 201.6万円未満)		3万円	2万円 1万円
控除の種類				控除額
扶養控除	一般	(S31.1.2～H15.1.1)	330,000	
		(H19.1.2～H22.1.1)		
	特定(H15.1.2～H19.1.1)		450,000	
	老人(S31.1.1以前)		380,000	
	同居老親(S31.1.1以前)		450,000	
年少(H22.1.2～R8.1.1)		0		
扶養親族の合計所得金額				控除額
特定親族特別控除	58万円超95万円以下		45万円	
	95万円超100万円以下		41万円	
	100万円超105万円以下		31万円	
	105万円超110万円以下		21万円	
	110万円超115万円以下		11万円	
	115万円超120万円以下		6万円	
120万円超123万円以下		3万円		

〇申告するときにお持ちいただくもの

- 1 マイナンバー(個人番号)確認書類(マイナンバーカード、マイナンバー通知カード等)
- 2 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等)
- 3 所得が証明できるもの(源泉徴収票、事業主の支払証明書、収支内訳書、その他帳票類)
- 4 社会保険料、生命保険料、地震保険料(旧長期損害保険料)及び寄附金のある方は、その領収書、支払証明書又は支払の確認ができるもの
- 5 医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」。医療費控除の特例を受ける方は、「セルフメディケーション税制の明細書」、適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを証明する書類(特定健康診査の結果通知表等)
- 6 障害者控除を受ける方は、障害の程度(級数)を証明できるもの(障害者手帳、障害者控除対象者認定書等)
- 7 配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が確認できるもの(源泉徴収票等)
- 8 その他、収入金額・控除額等の確認ができる書類等



〇申告書は郵送でも受け付けます
 市・県民税申告書を郵送される場合は、作成した申告書に必要な書類、マイナンバー確認書類の写し、本人確認書類の写しを添付してお送りください。
 なお、税務課受付印を必要とする方は作成した申告書をコピーの上、原本、コピーした申告書と返信用封筒(返信先を記入の上、110円切手を貼ってください)を同封していただければ受付印を押印し返送させていただきます。
 申告内容について電話で確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

送付先 〒517-0011 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号 鳥羽市役所 税務課市民税係